

臨床発達心理士資格審査方法・審査基準細則

第1条（総則）

本細則は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構資格認定委員会規約第7条および臨床発達心理士資格認定細則第5条に基づき、臨床発達心理士の資格認定方法および審査基準について定める。

第2条（申請および審査期間、書類の形式等の公表）

臨床発達心理士の審査申請および審査は、原則として年1回行う。

- 2 資格認定委員会は、その申請期間、審査日程、提出書類の形式、書類の記述要領・解説等を、前年度中に認定申請ガイドおよび機構ウェブページの広報欄等で公表する。

第3条（書類審査・審査方法）

資格認定委員会は、臨床発達心理士の審査にあたっては、申請者が提出した諸書類に基づいて、申請条件を確認すると共に、臨床発達心理士に求められている要件を満たしているかを、一定の基準に基づいて審査する。

- 2 タイプⅠ（大学院修士課程修了者（修了見込者））」の審査方法は、一次審査（書類・筆記）と二次審査（口述）とする。
- 3 タイプⅡ（現職者）の審査方法は、一次審査（書類・筆記）と二次審査（口述）とする。ただし、筆記審査を事例報告書の審査に振り替えることができる。
- 4 タイプⅢ（研究者）とタイプⅣ（公認心理師資格取得者）の審査方法は、一次審査（書類）と二次審査（口述）とする。

第4条（審査基準）

各タイプの審査基準等は資格認定委員会審査基準内規で定める。

第5条（細則の改定）

本細則の改定は、資格認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は2001年12月2日より施行する。

附 則（2003年2月2日一部改定）

附 則（2005年1月1日一部改定）

附 則（2012年1月1日一部改定）

附 則（2012年12月16日一部改定）

附 則（2016年6月19日一部改定）

この細則は2017年4月1日より施行する。

改定

2023年12月17日 一部改定